

## ペレットストーブ購入費補助金申請のてびき

この制度は、町民や町内事業者等が町内事業者から新たに購入したペレットストーブを、自ら居住（活動）する住宅等に設置した場合に費用の一部を助成する制度です。補助申請は必ずストーブを設置する前に行ってください。

### 制度の概要

#### ■対象となる方（次の要件すべてを満たす方）

- (1) 町内に住所を有する方（事業者等は、所在地が町内にある方）
- (2) 自ら居住するまたは居住しようとする住宅に設置する方  
（事業者等は、所在地または町内の活動拠点施設に設置する方）
- (3) 申請年度の2月末日までに設置を完了し、設置完了届を提出できる方
- (4) 町内に住所を有する事業者からペレットストーブを購入する方
- (5) 申請者と同一世帯の方全員が町税等を滞納していない方  
（事業者等は、町税等を滞納していない方）
- (6) 自己の所有ではない建物にペレットストーブを設置する場合は、書面による所有者の承諾を受けている方

#### ■補助の対象

未使用品（新品）のペレットストーブ

※ペレットストーブを更新する場合や、薪兼用ストーブを導入する場合は除きます。

#### ■補助金の対象経費

- (1) ペレットストーブの本体
- (2) 必要な付帯資材並びに設置にかかる経費

#### ■補助金の額【上限額30万円】

次の(1)と(2)を合算した金額が補助金の額となります。（千円未満切捨て）

- (1) ペレットストーブの本体にかかる経費の全額
- (2) 必要な付帯資材並びに設置にかかる経費の1/2（円未満切捨て）

#### ■利用状況の報告

ペレットストーブを設置した翌月から24か月間（2年間）の利用状況を町に報告していただきます。

### 申請の方法について

申請される方は、申請書とともに次の必要書類を添えて提出してください。

※補助申請は、設置工事前に行ってください。

#### ■提出様式

ペレットストーブ購入費補助金交付申請書（様式第1号）

#### ■必要書類

- (1) 経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) ペレットストーブの購入先及び機種が確認できる書類
- (3) ペレットストーブを設置しようとする建物の位置図
- (4) ペレットストーブを設置しようとする場所の設置前の写真

#### ■申請書の入手方法

- (1) 企画課または各総合支所地域住民課で配布します。
- (2) 町ホームページからダウンロードしてください。

#### ■申請書の提出先

企画課又は各総合支所地域住民課に提出してください。

## 設置工事が完了したら ※申請年度の2月末までに提出【必須】

交付決定を受けた方が、ペレットストーブの設置を完了したときは、速やかに次の書類を提出してください。

### ■提出様式

ペレットストーブ購入費補助金に係る設置完成届（様式第6号）

### ■必要書類

- (1) 支払領収書の写し
- (2) ペレットストーブの設置状態が確認できる写真

### ■提出期限

申請年度の2月末日まで

## ペレットストーブ購入費補助金申請の流れ

順番	手続きの名称	手続き者	提出様式	内 容
1	申請書の提出	申請者 → 町	様式第1号	申請書類を企画課または各総合支所地域住民課へ提出してください。
2	交付決定の通知	町 → 申請者		申請書の審査後、結果を申請者に通知します。
3	設置工事			決定通知を受け取り次第、設備の設置工事を開始してください。
4	設置完了届の提出	申請者 → 町	様式第6号	設置完了後、企画課または各総合支所地域住民課へ提出してください。 ※2月末日まで
5	補助金確定の通知	町 → 申請者		設置報告書の審査後、申込者に通知します。
6	補助金の支払い	町 → 申請者		補助金を指定の口座に振り込みます。
7	利用状況報告書の作成・提出	申請者 → 町	利用状況報告書	設置が完了した翌月から24か月間（2年間）の利用状況報告書を提出していただきます。1年ごとに利用状況報告書を作成し、企画課または各総合支所地域住民課へ提出してください。

問合わせ先

遠軽町総務部企画課

(電話) 0158-42-4818 (FAX) 0158-42-3688

(E-mail) [kikaku@engaru.jp](mailto:kikaku@engaru.jp)

(ホームページ) <https://engaru.jp>